

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務 重点項目評価書【令和6年9月30日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
刈谷市は新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
刈谷市長
公表日
令和7年9月1日

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務		
②事務の内容	予防接種法に基づき、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種（以下「予防接種」という。）に関する事務を行い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 （1）ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 【令和6年3月31日終了】 （2）予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 【令和6年3月31日終了】 （3）予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 【令和6年9月30日終了】		
③対象人数	[10万人以上30万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満	2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	ワクチン接種記録システム（VRS）		
②システムの機能	1 ワクチン接種記録（VRS）への接種対象者・接種券発行登録 2 接種記録の管理 3 転出/死亡時等のフラグ設定 4 他市町村への接種記録の照会・提供 5 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会		
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()		

システム2～5

システム2

①システムの名称	地域健康支援システム		
②システムの機能	1 入力機能 対象者の管理、受信・実施内容の入力や管理 2 データ照会機能 受診・実施内容の確認 3 データ抽出機能 集計、統計資料作成のための受診・実施内容のデータ抽出		
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()		

システム3	
①システムの名称	統合番号連携システム
②システムの機能	既存システム及び中間サーバーと連携し、個人番号の管理並びに特定個人情報の照会及び提供等の業務を行う。 1 統合番号管理機能 統合番号・個人番号・業務固有番号・4情報を紐付けて管理する機能 ※統合番号とは、刈谷市において一意に個人を特定する団体内統合宛名番号をいう。 2 符号管理機能 符号取得要求を中間サーバーに対して行う機能 3 情報照会側機能 特定個人情報の照会業務を行うための機能 4 情報提供側機能 特定個人情報の提供業務を行うための機能 5 中間サーバー稼働状況確認機能 連携する中間サーバーの稼働状況を確認する機能 6 個人番号・統合番号変換機能 個人番号を保有しない既存業務システムのために必要となる番号変換機能 7 データ連携機能 既存業務システムと中間サーバー間のデータ連携機能 8 データ変換機能 文字コード及びファイルフォーマットを変換する機能 9 操作者認証(ユーザー認証)・権限管理機能 統合番号連携システムの利用者を認証し、権限を管理する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [] その他 (中間サーバー [○] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム)
システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)と統合番号連携システムとのデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会及び各情報保有機関への情報提供等の業務を実現する。 1 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 2 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 3 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 4 統合番号連携システム接続機能 中間サーバーと統合番号連携システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する機能 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能 7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 8 セキュリティ管理機能 電子証明書による接続デバイスの制御機能、情報提供NWS配信マスターによる情報の管理機能 9 操作者認証(ユーザー認証)・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能 10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 ()	☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム
システム6～10		
システム11～15		
システム16～20		
3. 特定個人情報ファイル名		
新型コロナウイルスワクチン接種記録ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	番号法別表14の項	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	☐ 実施する <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29の項	
6. 評価実施機関における担当部署		
①部署	福祉健康部健康推進課 ・ 次世代育成部子育て支援課	
②所属長の役職名	健康推進課長 ・ 子育て支援課長	
7. 他の評価実施機関		
—		

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
新型コロナウイルスワクチン接種記録ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事業に基づく接種対象者	
その必要性	新型コロナワクチン接種記録の管理及び他市町村との接種記録の照会・提供等に必要となるため	
④記録される項目	10項目以上50項目未満 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上	
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 5情報(氏名、氏名の振仮名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()	
	その妥当性	個人番号、その他識別情報、4情報:対象者を正確に特定するため必要 健康・医療関係情報:接種結果の把握・管理のため必要
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和3年4月1日	
⑥事務担当部署	福祉健康部健康推進課 ・ 次世代育成部子育て支援課	
3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 (転出先・転出元市区町村) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()	

②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☒ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (ワクチン接種記録システム(VRS))
③使用目的 ※		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事業に基づく接種対象者を正確に把握し、管理するため
④使用の主体	使用部署	福祉健康部健康推進課 ・ 次世代育成部子育て支援課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 (1)刈谷市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 (2)刈谷市からの転出者について、転出先市区町村へ刈谷市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 (3)新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。
	情報の突合	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 刈谷市からの転出者について、刈谷市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、刈谷市の接種記録と突合する。(転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う。)
⑥使用開始日		令和3年4月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件
委託事項1		ワクチン接種記録システム(VRS)の管理
①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社ミラボ
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		健康管理システムの開発・運用・保守
①委託内容		健康管理システムの開発・運用・保守に関すること
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		トーテックアメニティ株式会社

再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			
5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）			
提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている （ 2 ）件 [] 移転を行っている （ ）件 [] 行っていない		
提供先1	市区町村長		
①法令上の根拠	番号法第19条第16号		
②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務		
③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号（本人からの同意が得られた場合のみ）		
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ		
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [☐] その他 （ ワクチン接種記録システム（VRS） ）		
⑦時期・頻度	刈谷市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度		
提供先2～5			
提供先2	市区町村長		
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26の項		
②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務		
③提供する情報	予防接種法による予防接種の実施に関する記録		
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ		
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 （ ）		
⑦時期・頻度	提供依頼のある都度		

提供先6～10					
提供先11～15					
提供先16～20					
移転先1					
①法令上の根拠					
②移転先における用途					
③移転する情報					
④移転する情報の対象となる本人の数		[]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲					
⑥移転方法		[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他（ ）	[] 専用線 [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] 紙		
⑦時期・頻度					
移転先2～5					
移転先6～10					
移転先11～15					
移転先16～20					
6. 特定個人情報の保管・消去					
保管場所 ※		1 地域健康支援システムにおける措置 (1)ICカード及びパスワードにて入退室管理を行っている管理区域に設置したサーバー内に保管している。 (2)紙媒体及び電子媒体により提出された申告情報等は、カギ付きの部屋で保管している。 (3)サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要になる。 (4)バックアップはサーバー内のデータを庁外のデータセンターに設置されたバックアップ用サーバーへデータを複写することで実現する。バックアップサーバーは施錠したサーバーラックに設置している。両拠点間の通信は第三者による不正アクセス等を排除するため、専用回線を使用している。 2 ワクチン接種記録システム(VRS)における措置 ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のセキュリティ対策を講じている。 (1)論理的に区分された刈谷市の領域にデータを保管する。 (2)当該領域のデータは、暗号化処理をする。 (3)個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 (4)国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 (5)日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。			
7. 備考					
ワクチン接種記録システム(VRS)における措置 (1)自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 (2)自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。					

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

新型コロナウイルスワクチン接種記録ファイル

1. 個人番号、2. 宛名番号、3. 自治体コード、4. 接種券番号、5. 属性情報(氏名、生年月日、性別)、6. 接種状況(実施/未実施)、7. 接種回、8. 接種日、9. ワクチンメーカー、10. ロット番号、11. ワクチン種類(※)、12. 製品名(※)、13. 旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)、14. 証明書ID(※)、15. 証明書発行年月日(※)

※新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
新型コロナウイルスワクチン接種記録ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	1 地域健康支援システムにおける措置 個人番号が取得されることのないように、番号利用事務以外で個人番号での検索できないようにしている。また、画面上に個人番号を表示しないようにしている。 2 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置 (1) 転入者本人からの個人番号の入手 刈谷市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するため、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手しないようにしている。 (2) 転出先市区町村からの個人番号の入手 刈谷市からの転出者について、刈谷市での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム（VRS）を通じて入手するようにしている。 (3) 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手しないようにしている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
ワクチン接種記録システム（VRS）における措置 (1) 入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 (2) ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 (3) 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	1 地域健康支援システムにおける措置 個人番号が取得されることのないように、番号利用事務以外で個人番号での検索を行うことはできない。また、個人番号は画面に表示されない。 2 ワクチン接種記録システム（VRS）における措置 接種会場等では、接種券番号の読取端末（タブレット端末）からインターネット経由でワクチン接種記録システム（VRS）に接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	1 地域健康支援システムにおける措置 (1)システムを利用する職員を特定し、IDによる識別とパスワードによる認証を行っている。 (2)システムの利用できる端末を管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。 2 ワクチン接種記録システム(VRS)における措置 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 (1)ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 (2)LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 (3)ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。 (4)ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	
その他の措置の内容	ワクチン接種記録システムにおける措置 システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
(1)住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 (2)特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・刈谷市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・刈谷市からの転出者について、刈谷市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 (3)ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	外部委託業者に発注する場合は、委託契約書に業務上知り得た秘密の公開の禁止を明記するとともに、目的外使用及び第三者への提供を禁止している。	

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保		[再委託していない] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		刈谷市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用に当たっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 (1) 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 (2) 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 (3) 特定個人情報の提供ルール/消去ルール (4) 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 (5) 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法		提供は、番号法に定められた事項にのみ行う。移転は、データ利用申請を求め、法的根拠が明らかな場合のみ行う。
その他の措置の内容		ワクチン接種記録システム(VRS)における措置 ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
ワクチン接種記録システム(VRS)における措置 (1) 転出元市区町村への個人番号の提供 刈谷市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供し、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号とともに送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。 (2) 特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN)だけができるように制御している。 (3) 特定個人情報を提供する場面を、必要最小限に限定している。具体的には、刈谷市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 (1) 情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 (2) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されているため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 (1) 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 (2) 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 (3) 機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 (4) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
7. 特定個人情報の保管・消去					
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク					
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし			
	その内容				
	再発防止策の内容				
その他の措置の内容	ワクチン接種記録システム(VRS)における措置 1 ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため。特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 (1)サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 (2)日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 2 ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。 (1)論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 (2)当該領域のデータは、暗号化処理をする。 (3)個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 (4)国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 (5)当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 (6)LG-WAN端末とワクチン接種記録システム(VRS)との通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。				
リスクへの対策は十分な	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。
10. その他のリスク対策	
内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	部署:福祉健康部健康推進課(保健センター) 所在地:刈谷市若松町3丁目8番地2 電話番号: 0566-23-9559
②請求方法	個人情報の保護に関する法律第77条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	部署:福祉健康部健康推進課(保健センター) 所在地:刈谷市若松町3丁目8番地2 電話番号: 0566-23-9559
②対応方法	問合せの受付時に受付表を作成し、対応について記録を残す。

Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年11月30日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月12日	Ⅳ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	刈谷市個人情報保護条例第16条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。	個人情報の保護に関する法律第77条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添1)特定個人情報ファイル記録項目	7. 接種回(1回目/2回目)	7. 接種回	事後	
令和6年4月1日	Ⅲ リスク対策 8. 監査	[] 内部監査	[○] 内部監査	事後	
令和6年4月1日	Ⅳ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	部署:福祉健康部健康推進課(保健センター) 所在地:刈谷市若松町3丁目8番地2 電話番号: 0566-23-8877	部署:福祉健康部健康推進課(保健センター) 所在地:刈谷市若松町3丁目8番地2 電話番号: 0566-23-9559	事後	
令和6年4月1日	Ⅳ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	部署:福祉健康部健康推進課(保健センター) 所在地:刈谷市若松町3丁目8番地2 電話番号: 0566-23-8877	部署:福祉健康部健康推進課(保健センター) 所在地:刈谷市若松町3丁目8番地2 電話番号: 0566-23-9559	事後	
令和6年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他システムとの接続	[○] 庁内連携システム	[] 庁内連携システム	事後	
令和6年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他システムとの接続	[] 宛名システム等	[○] 宛名システム等	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものは除く。) 提供先2		提供先2 市区町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 16の2の項 ②提供先における用途 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ③提供する情報 予防接種法による予防接種の実施に関する記録 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 「2. 基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 提供依頼のある都度	事後	
令和7年9月1日	評価書名	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務 重点項目評価書	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務 重点項目評価書【令和6年9月30日終了】	事後	
令和7年9月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	予防接種法に基づき、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(以下「予防接種」という。)に関する事務を行い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 (1)ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 (2)予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 (3)予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	予防接種法に基づき、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(以下「予防接種」という。)に関する事務を行い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 (1)ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。【令和6年3月31日終了】 (2)予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。【令和6年3月31日終了】 (3)予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。【令和6年9月30日終了】	事後	
令和7年9月1日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項、第19条第6号及び第16号並びに別表第1の10の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第10条	番号法別表14の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号及び別表第2 （1）別表第2における情報照会の根拠 16の2、17、18、19の項 （2）別表第2における情報提供の根拠 16の2、16の3の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （1）情報照会の根拠 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 （2）情報提供の根拠 第12条の2、第12条の2の2	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29の項	事後	
令和7年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものは除く。） 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 16の2の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26の項	事後	